

令和2年第12回定例教育委員会会議録

1. 開催日時 令和2年12月23日(水)
午後4時13分～午後5時15分
2. 開催場所 柏原市教育委員会 会議室
3. 出席した委員
教 育 長 新 子 寿 一
教 育 長 職 務 代 理 山 崎 裕 行
委 員 田 中 保 和
委 員 近 藤 温 子
委 員 西 村 弥 生 子
4. 出席した職員
教 育 監 岡 本 泰 典
次長兼教育総務課長 寺 川 款
次長兼社会教育課長 篠 宮 裕 之
次長兼学務課長 安 田 典 子
文化財課長 石 田 成 年
指 導 課 長 石 田 智
学 務 課 参 事 和 田 博 幸
事務局教育総務課 栗 田 聖 子
5. 議事案件
議案第46号 柏原市学校教育基本目標ならびに重点目標の一部改正について

議案第47号 審査請求に対する裁決について

議案第48号 審査請求に対する裁決について

議案第49号 教育財産の取得の申し出について
6. 報告事項
7. 会議録の承認及び会議の要旨
新子教育長： ただ今より、令和2年第12回定例教育委員会会議を開会します。本日の会議録署名委員は、田中委員です。よろしくお願ひします。次に、会議録につきまして、ご

意見等ございませんか。

委員全員： なし。

新子教育長： それでは、ないようですので、会議録は承認することにいたします。さっそくではございますが、議事案件に入ってまいります。本日の議案は、追加議案を含めまして4件でございます。まずはじめに、議案第46号につきまして、指導課、石田課長より説明をお願いします。

石田課長： 議案第46号「柏原市学校教育基本目標ならびに重点目標の一部改正について」指導課より説明させていただきます。今回の改訂についてですが、一昨年前に句読点の打ち方や細かい段組み及びフォーマットなどを統一しましたので、大阪府教育委員会の「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」における追記・変更事項を中心に、市の実情に適合した表現に修正・追記する形で編集をしております。それでは、ページごとの主な変更点についての説明に移らせていただきます。お配りしております冊子をご覧ください。まず1、2ページにつきましては、昨年度の表現を踏襲しつつ全面的に書き直しをしております。新型コロナウイルス感染症による影響を強く受けている教育界の現状や、文部科学省の「GIGAスクール構想」により大きく進んだICT環境整備、そして次年度より中学校でも本格実施される新学習指導要領についての記述を中心に述べております。本年度は「全国・学力学習状況調査」や「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」などは行われませんでしたので、それらに関する経年変化については触れることができませんでしたが、代わりに、年々ニーズが高まっている支援教育についての記述を加えております。6ページの「教育課程の編成」につきましては、6番で、次年度より本市においても3カ所で開園する認定こども園における教育課程編成の根拠となる「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を追記いたしました。その他のページにおきましても、認定こども園開園に伴っての表記追記や変更が数カ所ございます。7ページの「道徳教育」につきましては、「道徳科を要とし」や「各教科との関連を図るようにする」「自分事とし、多面的・多角的に考えたり議論したりする」等の表現を加え、評価の仕方についても触れる等、教科となった道徳科の更なる充実を図ることとしました。同じく7ページの「人権教育」につきましては、近年、大阪府教育委員会からも推奨されている人権教育の研究授業についての記述を加え、人権教育に関連する「平和教育」について8ページに18番として新たに項目を設け、そのねらいを述べました。同じく8ページの23番「キャリア教育」につきましては、本年度より作成することになっている「キャリア・パスポート」について追記いたしました。ちなみに「キャリア・パスポート」といいますのは、子どもたちが小学校から高等学校までの自分の進路や将来の仕事、生き方に関して学習してきたことを積み上げていき、後に自らの学習状況やキャリア形成を振り返ったり、先を見通したりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオ的なものです。これを本年度より作成し今後進級や進学しても高等学校まで引き継いで積み上げ、ファイリングしていくこととしております。9ページの「生徒指導」につきましては、まず25番で「規範意識の醸成」や「力や圧迫による指導や担任等が一人で抱え込むことがないよう」「学校が一体となった指導体制」という表現を加え、続く26番の「いじめ」につきましては、いじめの被

害側のケアと加害側への指導や、解消までの見取りについて詳しく述べました。「不登校」については、28番の中で、学校復帰のみを目標にするのではなく、「個々の状況に応じた支援」や、「教育の機会の確保」という近年推奨される不登校に対する対応について触れるようにいたしました。11ページの39番「情報活用能力の育成」につきましては、昨年度までは18番に「情報教育」、39番に「ICTを活用した授業」、40番に「プログラミング教育」という項目を設けていたのですが、新学習指導要領で情報活用能力の重要性が示されたこと及び大規模なICTの導入に合わせて、新規の項目として4つの観点にまとめることにいたしました。昨年度までの「体罰防止の取組」という項目につきましては、12ページの50番に「体罰・各種ハラスメント防止の取組」と名称を変え、それらの防止のために計画的に取組を進めることや、万一生起した場合の対応についても述べました。

17ページからの「支援教育を推進するために」につきましては、18ページになりますが、具体的施策の「3. その他」の(4)に、本年度、大阪府教育委員会より研究指定を受け、柏原小学校において実施してきました『『ともに学び、ともに育つ』支援教育の視点を踏まえた学校づくり事業』の活用を加えました。最後に、裏表紙の発行者の記載についてです。現在教育委員会が仮庁舎に移転中ですが、次年度の秋には本庁に戻りますので、それがわかるように記載しております。その他、細かい変更・修正はございますが、そちらにつきましては新旧対照表に記載のとおりでございます。私からの説明は以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

新子教育長： かなり速い説明になりましたので、なかなか目で追うだけで大変だと思いますが、ご指摘いただいた部分を中心に見直しということで、これは、いつまでですか。

石田課長： 一応、例年早く出させていただいておりますので、もう一度審議して間に合うようにはしております。

新子教育長： また、ご一読願ひまして。次回では遅いですね。

石田課長： 次回でも間に合いますが、事前に送らせていただいておりますので、ご質問いただきましたらお受けいたしまして。

山崎委員： さきほど、課長がおっしゃったように、昨年も今年も、大変すっきりした文章で、わかりやすくなったなあと見ておりました。ありがとうございます。教育委員会は、こういうことを考えていると、こういう風な形で学校教育をしようと、直せるところがあれば、直しておいた方がいいなと思うところをお話いたしますが、ご検討いただいて、なるほどなと思うところがあれば、直していただけたらと思います。まず、一点目、1ページ、下から9行目、子ども達の交流も定例化し、良好な関係が築かれています。定例化するという言葉はいいことで使われることもあるし、マンネリ化しているという風な言い方もあるので。定例化し、活発になり、良好な関係が築かれています。定例化したことがいい方向になるのかなという気がしました。それから2ページ、8行目、生徒指導のところ、行動が適切か、自分で考え、決めて、実行できることをめざし、ということはおっしゃる通りなんですけど、この対句のあり方は、自分で考え、判断し、実行するという、こういう言い方をよく文科省でしているものですから、決めてでいいのですが、ことばとして、考え、判断、実行という対句の方がいいかなという気がしないでもありません。次

に6行下、途中から情報モラルの指導や保護者への啓発活動を行い、これははじめの問題で、いわゆるSNSを使ってのいじめなんですね、今の陰湿ないじめだと思うんですけど、これね、情報モラルの指導や保護者への啓発活動を行うというのはそれでいいのですが、ぜひ、学校の方でやる時に、こういうSNSを使ったいじめがあった時には、情報モラルの指導の徹底という風にやっていただきたいと思います。単に情報モラルの指導や保護者への啓発活動くらいでは、なかなか難しいと思いました。それから下から5行目、社会情勢は常に変化し、教育に求められる役割は多様化・複雑化してきております。おりますのところは、議会で答弁しているみたいで堅いので、いますで十分だろうと思います。それから先ほど課長がおっしゃったように、体力の面では、というところで、全国学テと体力テストがなくなったから省いたという理解でいいですね。4ページにいきまして、◎幼小中一貫教育についてということで、一番下のところで、なお、幼児教育につきましては、「生活とまなびの幼小カリキュラム『あんじょう』」の見直しを図ります。去年は、実践検証を継続しますということが入っていたのですが、カットされています。実践検証はちょっとしんどいのかなと、認定こども園になって、省いてあっさりしたなと思ったのですが、認定こども園になったら、教育委員会としても業務を、総合教育会議で出ていたように、教育長もおっしゃっていた通り、教育委員会と健康福祉部、こども育成課等と、きちんと連携してやっていかなければならないということでいけば、教育委員会としてもやっぱり実践検証を継続するということばとか、それに近いようなことばも何か必要かなという気がしましたが、これも検討してみてください。

新子教育長： これは、教育監とも考えないといけないなと言っておりましたところですね。

山崎委員： とりあえず、検討してください。それから5ページにいきまして、目標と取組についてのところで、4行目、昨年度直しておいたらよかったのですが、状況でありますのところで、昔はあります、しておりますという言い方をしていたのですが、これを直してきたのですが、残っていたのでしょね、状況ですとするところだと思います。それから、その下の段、その続き、小学校においては令和2年度より新学習指導要領に基づいた教育が始まりましたが、中学校においては、令和3年度より新学習指導要領の本格実施となりますのところで、小学校においては令和2年度より始まりましたが、と逆説にしておいて、令和3年度より中学校でというほどの逆説ではないので、令和2年度より新学習指導要領に基づいた教育が始まり、中学校においては、令和3年度より、とこれで十分だと思うんです。ましたがなんていないと思うんです。6ページ、◎信頼される魅力ある学校づくり2番のところで、校園長は憲法・教育基本法の理念に徹し、リーダーシップのもと、学校園経営目標を明確に設定するとともに、のところで、リーダーシップのもとというところが、取って付けた感じがして、これは、リーダーシップを発揮してとした方が読む人にはわかりやすいのではないのでしょうか。5番の2行目、PDCAサイクルに基づいた学校経営を推進するとともに、幼稚園でも学校経営なんですね、ところが、2番でも3番でも学校園経営となっているものですから、ここだけ学校経営になってくるのもおかしいかなと、全部学校にするのか、ここも学校園にするのか、どうなのかと思いました。それから「生きる力」の育成をめざす教育活動、これはさっきも出ていたのですが、幼保連

携型認定こども園教育・保育要領に則り、というのは、文科省でなくて、厚生労働省から出ているのですか。今度、本屋に買いに行こうと思っているのですが。厚生労働省から出ているのですかね。教育要領は文科省から出ていましたよね。そして、保育要領は厚生労働省だったでしょう。また、調べておいてください。8ページ、これは課長のおっしゃった18番平和教育というのが追加されているんですね、これは、府教委はピースおおさかを活用してねという話を出しているわけですか。

石田課長： 出しています。ぜひ、人権教育に使ってくださいと、毎年必ずご要望がありますので。

山崎委員： 実は、さっきもおっしゃったように、ここは平和教育ではなくて、情報活用能力の育成だったのですね。情報活用能力というのはとても大事な項目なので、11ページに4項目にまとめたんですね。

石田課長： そうです。

山崎委員： 39、40、41、42に情報活用能力がいったので、ここはカットしたというわけですね。それから、ここはいつも問題になる9ページの、28番、体制ということですが、ここではスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門人材を活用し、相談体制の充実に取り組む、ここはこれでいいのですが、組織ということでも言わせてもらえば、10ページの33番の3行目、相談できるような体制を構築する、関係機関と連携を図りながら、幼児・児童・生徒・保護者が相談できるような体制なので、これはしくみとかそういうものなので、文章を書く時に、これを体の体制を使うのか、態度の態を使うのか、これは、しくみとして考えられるので、33番の体制は、態度の態に勢いだろうと思ったんです。こういう体制というのは、国家や社会という組織のしくみを変えていくということなので、これはちょっと大げさすぎるかなと思って、33番のはどうだろうなと思いました。あわせて11ページ、43番の保護者や幼児・児童・生徒が家庭教育に関する相談ができる体制、こちらの方も態度の態に勢いと書いた態勢の方がより適切ではないかなと思います。検討してみてください。それから最後、15ページ、重点目標の下から2つ目の○、3行目、交通マナーの実践を習慣付けの付けは、漢字で書いてあるのだけど、ひらがなの習慣づけだろうと思って見ておりました。

石田課長： 予め近藤委員からご質問をいただいておりますキャリアパスポートについて、お答えいたします。

近藤委員： ありがとうございます。学校独自で作るのですか。それとも市で作るのですか。

石田課長： 一応フォーマットはこういうものがありますよというのを示しているのですが、通常今までもやっているんですよ、それよりも、返してもらった分を積み上げて残しておいてくださいねという形で。

新子教育長： もし、またお気づきの点がありましたら、ご指摘いただきたいと思います。

石田課長： 次回、今の分を修正した分を見ていただいて、それから決定ということによりしく願いたいと思います。

新子教育長： それでは、議案第46号について、継続審議としてよろしいですか。

委員： はい。

新子教育長： それでは、議案第46号柏原市学校教育基本目標ならびに重点目標の一部改正については、継続審議といたします。それでは、審査の都合上、議案第49号、追加議案の方を先に審査いたします。文化財課、石田課長より説明をお願いします。

石田課長： 議案第49号教育財産の取得の申し出についてです。取得する教育財産、柏原市指定史跡「玉手山1号墳」であります。所在地につきましては、柏原市片山町に所在するものでありまして、お手元に資料がありますように、市立体育館の東隣りにありまして、北向きに全長約100メートルの前方後円墳があります。古墳時代前期、4世紀前半の築造と考えられておりまして、既往の調査で葺石、埴輪列、方形壇、粘土槨を検出しております。土地所有者様の同意、柏原市文化財保護審議会での答申、答申につきましては、昨年令和元年8月22日に開催いたしました柏原市文化財保護審議会において答申を得ております。その後、柏原市教育委員会会議での承認、同じく昨年9月25日に開催されましたこちらの会議におきまして、市指定にすることの承認を得ております。令和元年10月1日に柏原市指定史跡に指定いたしました。下の図が古墳のより細かい図であります。右が地図上北です。この周囲は住宅地に囲まれておりまして、昭和40年代後半に大きな開発が行われたのですが、この玉手山一号墳につきましては、非常に残りがいいということで、住宅の開発からはずされまして、古墳として残っております。ほとんどが柏原市所有となりましたが、お手元の地図の前方後円墳の後円部のところ、若干グレーで色をかけているところ、また、太線で囲ったところ、そこが私有地でありました。所有者様が今お二人ありまして、墓地として利用されてましたり、また、大坂夏の陣のゆかりの方で徳川方についておりました奥田三郎右衛門の墓碑が建っております。今回この太線で囲ったところ、公園部の西側につきましては、所有者さん、管理が大変であるということ、また、古墳ですので、もちろん古墳としての認識がありますので、色々手を加えたりとかいうことができません。そういったこともありますし、また、市指定の同意を得る時にも、管理についても協力していくということも、同意の条件の中に入れておりました。今回、太線で囲った部分についての、寄附の申し出を受けまして、こちらでご承認を得た後、公有財産マネジメント課が窓口になりまして、行政的な手続きを進めていくところでありまして、2枚目に写真をご用意しております。これは、南から北向きの部分のところ、この写真の左手、木が繁茂しておりますけれども、その土地が今回対象となっているところでありまして、昨今の雨風の状況は、非常に厳しいものになってきておりまして、周辺の住宅からも古墳上に繁茂している木についても、不安の声もありますし、個人で管理していくのもなかなか厳しいものがありますので、古墳として管理していくことで、私ども文化財課での管理というのが、より充実したものになるかと思っております。2枚目には、道から臨んだ対象地を写真にあげております。市道に面しておりますので、通られる方、周辺の住宅地の方からも木が繁茂していたり、また、電話線にかかったりしておりますので、そういうところも不安の材料になっておりますので、それが、私どもの課になりましたら、ちょっとはましになるかと思っております。

新子教育長： それでは、説明をしてもらいました。柏原市指定史跡「玉手山第1古墳」、個人所有から市の方にとということで、今後歴史資料館の方で管理願うということになります

が、何かご質問ありませんか。

田中委員： 地図のこの太線の部分が今回の、そしてその下にある塗りつぶしている頂上の部分が私有地なんですね。

石田課長： はい。

新子教育長： 他、よろしいでしょうか。

委員： なし。

新子教育長： 議案第49号について、原案どおり承認してよろしいですか。

委員全員： はい。

新子教育長： それでは、議案第49号教育財産の取得の申し出については、原案どおり承認することにいたします。続きまして、議案第47号及び議案第48号につきましては、個人情報が含まれますので、非公開にて審議をしたいと思いますが、各委員におかれましては、ご異議ございませんか。

委員： 異議なし。

新子教育長： それでは、議案第47号及び議案第48号の審査請求に対する裁決につきましては、非公開で審議することにいたします。

(議案第47号について審議)

新子教育長： それでは、議案第47号について、原案どおり承認してよろしいですか。

委員： はい。

新子教育長： それでは、議案第47号審査請求に対する裁決については、原案どおり承認することにいたします。

(議案第48号について審議)

新子教育長： それでは、議案第48号について、原案どおり承認してよろしいですか。

委員： はい。

新子教育長： それでは、議案第48号審査請求に対する裁決については、原案どおり承認することにいたします。

本日の議事案件は、以上です。

(社会教育課からかしわらの青少年健全育成を考える2021について報告あり)

本教育委員会会議の議事の経過に相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

柏原市教育委員